

次の文面は、JSCA(社団法人 日本建築構造技術者協会)の季刊誌「Structure」の2004年10月号に弊社広告ページの一部を使って掲載したものです。

建物構造に係る欠陥問題が生じたとき 構造技術者はどう戦えるのか？

筋書きは構造技術者がつくる！ No. 2

最近、建築の構造的な欠陥に起因した問題が雑誌やテレビで報じられている。建物に異常なひび割れ、たわみが生じた場合、構造設計にミスがあったのではと、まず疑われるのは構造技術者である。

と き
朱鷺メッセの連絡橋落下事故などは、地震の無い平常時であったため構造設計に問題があったのではと勝手に決めつけられたきらいがある。現時点で落下事故原因は、特定されるに至っていないが、例えば、その原因が鉄骨の溶接部の欠陥によるような場合、構造技術者はどのような戦い方ができるのだろうか？

構造的欠陥は、必ずしも構造設計ミスに起因しているとは言えず、むしろ意外とそう単純ではない。施工時の問題や設計監理の問題、はたまたたび重なる設計変更や無理な工期等、発注者側の問題も絡んできて、複合的な環境の中で発生してくるため、責任割合の特定が難しく裁判の場合は長引いてしまう。

小規模の構造事務所なら、その原因が特定され責任問題が明確化する前に精魂尽き果てることになってしまうかもしれない。

このようなとき JSCA は、味方になってくれるかという、少なくとも朱鷺メッセの例ではそうはなっていない。

JSCA をどう動かすか、または JSCA はどう動くべきか・・・この議論は深める必要がある。

少なくとも JSCA は、訴訟に弱い専門構造事務所の個々の問題として切り捨てるのではなく、構造技術者全体の社会的地位向上の確立のための問題として捉え、支援する必要がある。

そこから得られる教訓を分ち合おうとの視点に立てるなら、構造技術者の未来は明るい。

株式会社 構造ソフト 社長 星 睦廣

少し補足説明をさせていただきます。

朱鷺メッセの落下事故は、現在裁判中であるため、誰もが語りづらい状況下にあります。

特に、この裁判の原告は新潟県であるため、県に対抗して語ることが仕事上の立場からも難しいとの話も出てきます。

また、この連絡橋の落下は通常の使用時に起こった事故のため、構造設計に何らかの問題があったであろうと推測し、被告側に支援をする事は危険であるとの見方が働いたりもします。

このような観点からすると、静観することで良いとの判断に至っても不思議はないかもしれません。

しかしながら、これが構造技術者の将来にとって最良の選択なのかは、一考の余地があるかと考えています。

連絡橋の構造設計を担当した株式会社 SDG 代表の渡辺邦夫さんは、「基準法を満足している設計である事は自信を持って言える」と断言しています。

渡辺さんは「法を満足すれば良し」との風潮が技術者を不毛にしているとの視点のもと、自らはそれを超越した高いレベルで設計されています。(それゆえ、「法を満足している」と単に強調することは渡辺さんにとって低次元のことで、普段この言葉を使うことは無い事を付け加えておきます。)

それなのに何故落ちたのか？ については構造技術者の共通の問題として捉えることができると考えます。

本件の損害賠償請求額は設計・施工・監理等 6 社に対して共同責任賠償請求額として約 9 億円です。

特に裁判では、元請と下請けの責任の大きさの違いや設計・監理・施工の責任分担、さらには、監理業務の金額が非常に小さい場合にその責任の範疇はどこまで及ぶか、と言った報酬と責任に関する様々なことが明らかになります。

何が真実かと言う以前に、長期戦になるためお金や体力そして総合力の問題で「悪いのは弱者の構造技術者」となりえるかもしれないことは、容易に想像がつくかと思います。

最初に述べた観点から、建築構造関係の団体も動きにくいとして何も支援出来ないとしたら、団体の活動方針である下請け的職業からの脱却や建築構造技術者の職能の確立は、夢のまた夢となって消えてしまいます。

構造技術者の第一人者である渡辺さんを支援できなければ、団体会員の誰をも助けることが出来なくなってしまいます。

また、この問題は一個人への支援というより、建築構造の職能の確立が出来るかと言った話に繋がります。

そのような意味で、本当に今静観するだけで、何も行動しないで良いのでしょうか？

皆様方へお聞きしたいところがこの点です。

また、この点に関してお知恵を拝借できましたら幸甚の喜びです。

株式会社 構造ソフト 社長 星 睦廣

本件につきまして、皆様からのご意見等を
下記のメールアドレスへお寄せ頂けましたら幸いです。

opinion@kozosoftware.co.jp